

原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書

～平成26年における状況について～

（概況報告と総括）

平成 27 年 2 月

原子力損害賠償紛争解決センター

目次

第 1 センターの組織	1
1 総括委員会	1
2 事務所体制	1
3 人員体制	3
第 2 申立ての動向	4
1 申立件数等	4
2 住所地別の申立件数等	6
3 業種別の申立件数等	9
4 損害項目別の申立件数等	10
第 3 取扱いの状況	11
1 既済件数及び未済件数の動向	11
2 和解成立の損害項目別動向	13
第 4 広報等	14
1 住民説明会の開催等	14
2 電話による問合せの状況	16
3 情報公開の推進と手続関係書類の適切な管理	16
第 5 今後の課題と解決に向けた取組	18
1 東京電力による和解案に対する全部又は一部受諾拒否回答及び総括委員会所見の公表	18
2 集団申立ての増加と審理上の課題	19
3 中間指針第四次追補を踏まえた和解仲介の状況	20
4 当センターにおける和解仲介手続の在り方について	21

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「当センター」という。）の平成 26 年 1 月から 12 月までの 1 年間における活動状況について報告する。

第 1 センターの組織

当センターは、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）の行う原子力損害の賠償に関して生じた紛争の和解の仲介の手續（以下「和解仲介手續」という。）を実施する組織であり¹、総括委員会²、パネル（仲介委員³による単独又は合議体の和解仲介手續の実施主体をいう。以下同じ。）及び同手續の庶務を行う文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室⁴（以下「和解仲介室」という。）から構成されている（原子力損害賠償紛争解決センター組織規程（平成 23 年 8 月 26 日総括委員会決定）第 1 条）。

1 総括委員会

総括委員会は、和解仲介手續を円滑かつ効率的に遂行するために同手續を総括する委員会として、審査会のもとに設置され、現在、審査会会長が指名した委員長 1 名（審査会の委員）及び委員 2 名（審査会の特別委員）の計 3 名で構成されている⁵。

総括委員会が平成 26 年に行った主な活動は次のとおりである。

（1）会議の開催

総括委員会の会議は、原則として毎月 2 回開催することとされており⁶、平成 26 年 1 月から 12 月までの間に計 21 回（第 55 回会議から第 75 回会議まで）開催された。

（2）主な議決事項

平成 26 年は、主に、次の事項について、会議において、又は、持ち回りにより、議決を行った。

- ① 平成 25 年原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書
- ② 東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見（第 5 頁 1 参照）
- ③ 福島事務所相双支所の移転に係る原子力損害賠償紛争解決センター組織規程一部改正
- ④ 当センターに係る情報公開の推進（第 4 頁 3 参照）

2 事務所体制

当センターは、東京都内に 2 か所、福島県内に 5 か所の計 7 事務所において業務を行っている。

¹ 「原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領」（平成 23 年 8 月 5 日審査会決定。以下「要領」という。）第 6 条

² 要領第 1 条

³ 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第 7 条の 2 第 1 項

⁴ 要領第 7 条

⁵ 要領第 1 条

⁶ 原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会運営規程（平成 23 年 8 月 26 日総括委員会決定）第 3 条第 2 項

第一東京事務所（港区西新橋）で、申立書の受理手続を行っているほか、同事務所及び第二東京事務所（港区新橋）で、口頭審理等の手続や和解仲介の手続に係る事務に加え、文部科学省ホームページにおける和解事例の公表その他の当センターの活動に係る情報提供、フリーダイヤルによる各種問合せへの対応（「第4 2」参照）も実施している。

また、福島事務所（郡山市）、同事務所県北支所（福島市）、会津支所（会津若松市）、いわき支所（いわき市）及び相双支所（南相馬市）の五つの事務所では、福島原発事故被災地に近いという地域性を生かして、被害者の方々からの和解仲介の申立方法や申立手続に関する相談に応じているほか、テレビ会議システムを活用した口頭審理手続等を行っている。

また、福島事務所と東京事務所とが連携して、福島県内の住民の方々を対象とした説明会への参加、新聞広告等、当センターの取組に関する広報の充実にも取り組んでいる（「第4 1」参照）

平成26年は、相双支所が、それまで入っていた福島県南相馬合同庁舎の耐震工事の実施に伴って、南相馬市役所庁舎内に移転し、9月1日から同所における業務を開始した。

3 人員体制

当センターの人員体制の推移は、表1に示すとおりである。

【表1 当センターの人員体制の推移】

○平成23年から平成26年までの推移

	平成 23年 12月	平成 24年 12月	平成 25年 12月	平成 26年 12月
仲介委員	128	205	253	283
調査官	28	91	193	192
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)	154 (26)	161 (28)
合計	190	408	600	636

○平成26年、月別推移

	平成26年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
仲介委員	254	256	256	267	276	276	276	279	280	279	282	283
調査官	194	193	191	182	184	184	185	188	187	186	187	192
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	159 (26)	155 (26)	154 (26)	154 (27)	155 (28)	156 (28)	161 (28)	161 (28)	161 (28)	164 (28)	162 (28)	161 (28)
合計	607	604	601	603	615	616	622	628	628	629	631	636

※各月の月末における人数を示したものである。

※仲介委員：総括委員会による指名を受けて和解仲介手続を実施する審査会特別委員（いずれも弁護士）

調査官：仲介委員を補佐する和解仲介室職員（いずれも弁護士又は弁護士有資格者）

和解仲介室（第11本文参照）職員

：裁判所・法務省からの出向者及び文部科学省の職員等により構成される。

【概要】

平成26年12月末時点で仲介委員283名（平成25年12月末比30名増）、調査官192名（同1名減）、和解仲介室職員161名（同7名増）の合計636名体制となった。

このほか、不動産賠償に係る申立てについて、不動産の専門的知見に基づく調査及び評価を行い、これを仲介委員の参考とするため、平成26年6月、不動産鑑定士2名が専門委員として発令された。

第2 申立ての動向

1 申立件数等

申立件数等の推移は、表2に示すとおりである。

【表2 申立件数等の推移】

○平成23年から平成26年までの推移

	平成23年 9月～12月合計	平成24年 1月～12月合計	平成25年 1月～12月合計	平成26年 1月～12月合計
期間別申立件数 (累計)	521 -	4,542 (5,063)	4,091 (9,154)	5,217 (14,371)
申立種別内訳				
法人申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)	1,009 (19.3%)
個人申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)	4,208 (80.7%)
申立人数 (累計)	1,206 -	12,055 (13,261)	25,914 (39,175)	29,534 (68,709)
申立ての 弁護士代理件数	129 (24.8%)	1,501 (33.0%)	1,351 (33.0%)	2,048 (39.3%)

○平成26年、月別内訳

	平成26年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別申立件数 (累計)	448 (9,602)	543 (10,145)	549 (10,694)	461 (11,155)	480 (11,635)	420 (12,055)
申立種別内訳						
法人申立て	93 (20.8%)	75 (13.8%)	98 (17.9%)	92 (20.0%)	89 (18.5%)	80 (19.0%)
個人申立て	355 (79.2%)	468 (86.2%)	451 (82.1%)	369 (80.0%)	391 (81.5%)	340 (81.0%)
申立人数 (累計)	891 (40,066)	1,312 (41,378)	6,133 (47,511)	1,301 (48,812)	2,612 (51,424)	1,567 (52,991)
申立ての 弁護士代理件数	121 (27.0%)	140 (25.8%)	221 (40.3%)	193 (41.9%)	195 (40.6%)	173 (41.2%)

	平成26年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別申立件数 (累計)	452 (12,507)	304 (12,811)	393 (13,204)	376 (13,580)	397 (13,977)	394 (14,371)
申立種別内訳						
法人申立て	89 (19.7%)	53 (17.4%)	57 (14.5%)	107 (28.5%)	84 (21.2%)	92 (23.4%)
個人申立て	363 (80.3%)	251 (82.6%)	336 (85.5%)	269 (71.5%)	313 (78.8%)	302 (76.6%)
申立人数 (累計)	1,000 (53,991)	635 (54,626)	1,822 (56,448)	3,732 (60,180)	7,677 (67,857)	852 (68,709)
申立ての 弁護士代理件数	207 (45.8%)	131 (43.1%)	162 (41.2%)	172 (45.7%)	141 (35.5%)	192 (48.7%)

※ 括弧内のパーセントは、各件数を月別申立件数で除した数値である。

※ 法人の代表者が同一申立書で、法人と個人のそれぞれの立場で被った損害を列記して申し立てた場合には、法人申立て1件として計上している。

※ 5月以降は、「集合立件」(次頁「概要」参照)により計上している。

※ (累計)は、平成23年9月以降の累計である。

【概要】

申立件数の計上方法について、平成 26 年 5 月に変更があった。従来は、代理人が付されていない本人による集団申立てでは、世帯ごとに個別に申立書が提出されることに応じ、申立書ごとに 1 件として立件をしていた。しかしながら、そのような立件方法では、被申立人（東京電力株式会社（以下「東京電力」という。））に対する受理通知、担当仲介委員・調査官の指名通知の作成・発送等に多大な時間と労力を要し、当該集団申立てのみならず、同時期に申立書が提出された他の申立てについても、受付事務処理に通常の 1.5 倍程度の期間を必要としていたことから、5 月以降、代理人が付されていない本人による集団申立てについては、同じ日に申立書が提出されたものを併せて 1 件として立件し、各申立書については枝番により管理を行うという「集合立件」の方式で受け付けるよう変更した。

平成 26 年の申立件数は 5,217 件となり、平成 25 年の 28% 増であった。平成 26 年 5 月以降は集合立件により件数を計上していながらも、当センター発足以来、初めて年間 5,000 件を超えた。また、平成 23 年 9 月 1 日からの累計では、2 月に 1 万件を超え、本年末には 14,371 件となった。

月ごとの申立件数は、平成 25 年 9 月以降見られた増加傾向が平成 26 年も続き、10 月と 12 月を除く全ての月で前年同月を上回った。特に 2 月及び 3 月には初めて月間申立件数が 500 件を超え、うち 3 月は過去最多の 549 件に上った。上記のとおり、5 月以降は、代理人を付さない本人による集団申立てについては集合立件を行っているが、仮に、4 月までと同様の方法により立件を行った場合には、各月の申立件数が、5 月は 901 件、6 月は 563 件、9 月は 461 件、10 月は 1,121 件、11 月は 1,140 件（7 月、8 月及び 12 月には集合立件はない。）となり、平成 26 年 1 月から 12 月までの合計件数も 7,337 件となる。このように、事故から 3 年以上経過した現在においても申立件数が多く、依然として原子力損害賠償に係る紛争の解決に向けての和解の仲介が必要とされている状況にある。

申立人数については、平成 26 年に申立てを行った申立人の総数は 29,534 となっており、平成 25 年の 14% 増であった。申立人数は 3 月、5 月、10 月及び 11 月に顕著に多く、月ごとの変動が大きい。これは、特定地域の多くの住民が同時期に同種の損害賠償を申し立てる集団申立てが行われたことによる。

弁護士等の代理人が付された申立ては、平成 25 年は全申立件数の 33% であったが、平成 26 年は 39% に増加した。個人申立てと法人申立ての比率は約 4 対 1 であり、平成 25 年と同様の傾向であった。

2 住所地別の申立件数等

平成 26 年に行われた申立てについて、住所地別の申立件数等は、表 3 に示すとおりである。

【表 3 住所地別の申立件数等】

		自治体名	事故時(※1)	比率(※2)	申立時(※1)	比率(※2)
福島県	浜通り (いわき市、相馬市、 新地町を除く)	南相馬市	1,152	22.1%	819	15.7%
		双葉郡浪江町	236	4.5%	19	0.4%
		双葉郡富岡町	177	3.4%	7	0.1%
		双葉郡双葉町	161	3.1%	8	0.2%
		双葉郡大熊町	135	2.6%	8	0.2%
		双葉郡楢葉町	78	1.5%	7	0.1%
		相馬郡飯館村	68	1.3%	24	0.5%
		双葉郡広野町	48	0.9%	24	0.5%
		双葉郡川内村	29	0.6%	12	0.2%
		双葉郡葛尾村	20	0.4%	1	0.0%
		小計	2,104	40.3%	929	17.8%
	浜通り (いわき市、相馬市、 新地町に限る)	いわき市	316	6.1%	474	9.1%
		相馬市	70	1.3%	85	1.6%
		相馬郡新地町	12	0.2%	11	0.2%
		小計	398	7.6%	570	10.9%
	県北	福島市	652	12.5%	540	10.4%
		伊達市	107	2.1%	98	1.9%
		二本松市	86	1.6%	90	1.7%
		伊達郡川俣町	80	1.5%	62	1.2%
		伊達郡桑折町	29	0.6%	26	0.5%
		本宮市	27	0.5%	30	0.6%
		伊達郡国見町	8	0.2%	6	0.1%
		安達郡大玉村	4	0.1%	7	0.1%
		小計	993	19.0%	859	16.5%
	県中	郡山市	419	8.0%	361	6.9%
		田村市	67	1.3%	63	1.2%
		須賀川市	47	0.9%	44	0.8%
		田村郡三春町	11	0.2%	25	0.5%
		岩瀬郡天栄村	10	0.2%	4	0.1%
		田村郡小野町	8	0.2%	7	0.1%
		岩瀬郡鏡石町	8	0.2%	6	0.1%
		石川郡玉川村	4	0.1%	4	0.1%
		石川郡浅川町	3	0.1%	3	0.1%
石川郡平田村		2	0.0%	3	0.1%	
石川郡石川町		1	0.0%	2	0.0%	
石川郡古殿町		1	0.0%	1	0.0%	
小計		581	11.1%	523	10.0%	

		自治体名	事故時(※1)	比率(※2)	申立時(※1)	比率(※2)
福島県	県南	白河市	32	0.6%	32	0.6%
		西白河郡西郷村	9	0.2%	8	0.2%
		西白河郡矢吹町	9	0.2%	5	0.1%
		西白河郡泉崎村	4	0.1%	3	0.1%
		東白川郡棚倉町	3	0.1%	3	0.1%
		東白川郡塙町	3	0.1%	3	0.1%
		西白河郡中島村	1	0.0%	1	0.0%
		東白川郡鮫川村	1	0.0%	1	0.0%
		小計	62	1.2%	56	1.1%
	会津	会津若松市	46	0.9%	103	2.0%
		喜多方市	11	0.2%	12	0.2%
		南会津郡南会津町	7	0.1%	8	0.2%
		耶麻郡猪苗代町	6	0.1%	13	0.2%
		大沼郡会津美里町	5	0.1%	6	0.1%
		耶麻郡西会津町	3	0.1%	3	0.1%
		耶麻郡北塩原村	3	0.1%	2	0.0%
		河沼郡柳津町	2	0.0%	2	0.0%
		南会津郡只見町	2	0.0%	1	0.0%
		河沼郡会津坂下町	1	0.0%	4	0.1%
		南会津郡下郷町	1	0.0%	2	0.0%
		大沼郡三島町	1	0.0%	1	0.0%
		耶麻郡磐梯町			2	0.0%
		南会津郡檜枝岐村			1	0.0%
		小計	88	1.7%	160	3.1%
		福島県内計			4,226	81.0%

		都道府県名	事故時(※1)	比率(※2)	申立時(※1)	比率(※2)
北海道・東北	宮城県	298	5.7%	419	8.0%	
	岩手県	92	1.8%	94	1.8%	
	北海道	17	0.3%	50	1.0%	
	青森県	17	0.3%	24	0.5%	
	山形県	14	0.3%	224	4.3%	
	秋田県	5	0.1%	14	0.3%	
	小計	443	8.5%	825	15.8%	
関東・甲信越	茨城県	143	2.7%	198	3.8%	
	東京都	91	1.7%	254	4.9%	
	千葉県	80	1.5%	116	2.2%	
	栃木県	69	1.3%	94	1.8%	
	神奈川県	36	0.7%	106	2.0%	
	埼玉県	24	0.5%	144	2.8%	
	群馬県	24	0.5%	43	0.8%	
	新潟県	8	0.2%	131	2.5%	
	長野県	5	0.1%	19	0.4%	
	山梨県	4	0.1%	9	0.2%	
	小計	484	9.3%	1,114	21.4%	

	都道府県名	事故時(※1)	比率(※2)	申立時(※1)	比率(※2)
北陸・東海	静岡県	25	0.5%	30	0.6%
	愛知県	4	0.1%	19	0.4%
	岐阜県	2	0.0%	7	0.1%
	石川県	2	0.0%	5	0.1%
	富山県	1	0.0%	1	0.0%
	福井県			4	0.1%
	小計	34	0.7%	66	1.3%
近畿	大阪府	8	0.2%	20	0.4%
	兵庫県	3	0.1%	12	0.2%
	三重県	3	0.1%	4	0.1%
	奈良県	3	0.1%	3	0.1%
	京都府	2	0.0%	12	0.2%
	滋賀県	1	0.0%	6	0.1%
	小計	20	0.4%	57	1.1%
中国・四国	山口県	2	0.0%	2	0.0%
	広島県	1	0.0%	8	0.2%
	香川県	1	0.0%	1	0.0%
	愛媛県	1	0.0%		
	岡山県			14	0.3%
	鳥取県			8	0.2%
	島根県			1	0.0%
	徳島県			1	0.0%
小計	5	0.1%	35	0.7%	
九州・沖縄	福岡県	1	0.0%	6	0.1%
	沖縄県			8	0.2%
	大分県			4	0.1%
	佐賀県			1	0.0%
	宮崎県			1	0.0%
	小計	1	0.0%	20	0.4%
事故時住所なし(事故後に申立会社を設立)		2	0.0%		
福島県以外の国内計		989	19.0%	2,117	40.6%
海外	アメリカ	2	0.0%	2	0.0%
	イギリス			1	0.0%
	小計	2	0.0%	3	0.1%
福島県以外計		991	19.0%	2,120	40.6%
合計		5,217	100.0%	5,217	100.0%

※1 住所地は、原則として申立人の代表者の住所地を記載した。また、申立時住所は申立書の記載に従っており、当センターが申立時における居住の実態を独自に確認したものではない。

※2 平成26年の全申立件数5,217件に対する比率。

【概要】

住所地別申立てを見ると、事故時の住所が福島県内である者からの申立てが全体の8割程度を占め、また、申立時の住所が福島県内である者からの申立てが過半数となっているなど、平成25年と同様の傾向が見られた。

3 業種別の申立件数等

平成 26 年に営業損害の賠償を申し立てた法人及び個人事業主が営む業種は、次のとおりである。

【表 4 業種別の申立件数等】

	営業損害 申立件数	業 種 内 訳						
		農林 水産業	製造業 加工業	販売業	建設業	不動産業	医療業	サービス 業等
件数 (割合)	1,612	328 (20.3%)	315 (19.5%)	525 (32.6%)	43 (2.7%)	81 (5.0%)	41 (2.5%)	550 (34.1%)

参考) 平成 25 年

件数 (割合)	1,380	260 (18.8%)	269 (19.5%)	250 (18.1%)	48 (3.5%)	84 (6.1%)	23 (1.7%)	523 (37.9%)
------------	-------	----------------	----------------	----------------	--------------	--------------	--------------	----------------

※「サービス業等」は、サービス業のほかに、農林水産業、製造業・加工業、販売業、建設業、不動産業、医療業に含まれない業種が含まれている。

※複数の業種を営んでいる申立人は複数の業種に重複計上されているため、業種内訳の割合の合計は 100%を超える。業種内訳の割合は、各業種の件数（延べ件数）を営業損害申立件数（平成 26 年は 1,612 件、平成 25 年は 1,380 件）で除した数値である。

【概要】

平成 26 年の営業損害の申立件数は 1,612 件であり、平成 25 年よりも 232 件増加している。申立人の業種別内訳は、平成 25 年と同様に、農林水産業、製造業・加工業、販売業及びサービス業の申立てが多く、建設業、不動産業、医療業の申立てが比較的少ない。営業損害の申立件数全体は平成 25 年比 17%の増加となっているが、それ以上の増加率の業種は、農林水産業（260 件から 328 件へ 26%増）、製造業・加工業（269 件から 315 件へ 17%増）、販売業（250 件から 525 件へ 110%増）及び医療業（23 件から 41 件へ 78%増）であった。

4 損害項目別の申立件数等

平成 26 年の損害項目別の申立件数等は、表 5 に示すとおりである。

【表 5 損害項目別の申立件数等】

	申立 総件数	項目内訳								除染費用
		避難費用	生命・身 体的損害	精神的 損害	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち不動 産関連	
件数 (割合)	5,217	2,158 (41.4%)	508 (9.7%)	2,382 (45.7%)	1,612 (30.9%)	1,023 (19.6%)	538 (10.3%)	845 (16.2%)	540 (10.4%)	590 (11.3%)

参考) 平成 25 年

件数 (割合)	4,091	1,531 (37.4%)	479 (11.7%)	1,749 (42.8%)	1,380 (33.7%)	790 (19.3%)	366 (8.9%)	703 (17.2%)	427 (10.4%)	332 (8.1%)
------------	-------	------------------	----------------	------------------	------------------	----------------	---------------	----------------	----------------	---------------

※複数の損害項目を含む申立ては複数の項目に重複計上しているため、項目内訳の割合の合計は 100%を超える。
項目内訳の割合は、各損害項目の件数（延べ件数）を、申立件数（平成 26 年は 5,217 件、平成 25 年は 4,091 件）で除した数値である。

【概要】

平成 26 年に行われた申立てを損害項目別に見ると、全申立ての半数弱で避難費用及び精神的損害の申立てが行われるなど、平成 25 年までと同様の傾向を示している。また、検査費用の割合及び除染費用の割合が昨年比べて増加した。

前記 1 のとおり、申立件数全体は平成 25 年比 28%増となっているが、それ以上の増加率の損害項目は、避難費用（1,531 件から 2,158 件へ 41%増）、精神的損害（1,749 件から 2,382 件へ 36%増）及び除染費用（332 件から 590 件へ 77%増）であった。

第3 取扱いの状況

1 既済件数及び未済件数の動向

当センターに申立てがあった事案の既済（終了）件数及び既済事由別内訳は、表6のとおりである。

【表6 取扱状況の推移】

○平成23年から平成26年までの推移

	平成23年 9月～12月合計	平成24年 1月～12月合計	平成25年 1月～12月合計	平成26年 1月～12月合計
申立件数	521	4,542	4,091	5,217
既済件数	6	1,856	4,667	5,054
(内訳)				
和解成立	2	1,202	3,926	4,438
和解打ち切り	0	272	429	300
取下げ	4	381	312	316
却下	0	1	0	0
未済件数累計	515	3,201	2,625	2,788

【参考】

一部和解成立	0	246	987	516
仮払和解成立	0	80	27	1

○平成26年、月別内訳

	平成26年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
申立件数	448	543	549	461	480	420	452	304	393	376	397	394
既済件数	370	391	412	568	399	438	453	433	410	421	362	397
(内訳)												
和解成立	330	351	360	509	353	376	394	387	349	380	313	336
和解打ち切り	28	20	22	33	20	29	28	23	28	19	18	32
取下げ	12	20	30	26	26	33	31	23	33	22	31	29
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,703	2,855	2,992	2,885	2,966	2,948	2,947	2,818	2,801	2,756	2,791	2,788

【参考】

一部和解成立	72	68	70	43	24	73	38	29	26	30	25	18
仮払和解成立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

※月ごとの申立件数、既済件数及び各月末における未済件数を示したものである。

【概要】

平成26年の既済件数は、5,054件であり、当センター発足以来、初めて年間5,000件を超え、平成25年比8%増であった。既済累計は、9月1日に1万件を突破した。

平成26年は、申立件数及び当月に手続が終了した件数を示す月間既済件数が共に

400 件前後で推移し、かつ、当センターで手続中の件数を示す未済件数が 2,800 件前後で推移していることから、比較的安定した手続・運営が行われたと言える。

また、平成 26 年の既済件数 5,054 件のうち、和解成立件数は 4,438 件となっており、既済件数の 88%が和解成立により終了している。和解成立件数は、平成 25 年比で 13%増であった。

和解打切りは紛争解決の見込みがないときに行われる。打切りのうち、東京電力が和解案の受諾を拒否したために打切りとなったものは、平成 26 年に 42 件（累計で 52 件）あり、いずれも東京電力社員及びその家族からの申立てがあった事案で、その多くは一部和解が成立した残部が打切りの対象となったものであった。

平成 26 年に和解成立により終了した事案について、手続の進行に即し、要した平均審理期間は次のとおりであった。まず、申立書の受付から 1 か月程度で担当仲介委員及び担当調査官が指名されて、その旨が申立人等に通知され、この通知に前後して被申立人である東京電力の答弁書が提出される。続いて、審理・調査等が鋭意進められ、仲介委員の指名から平均 4.6 か月で、和解案提示が行われ、その後、和解契約が交わされている。したがって、標準的な事案については、申立てから概ね 6 か月程度で和解成立に至っているものと言うことができる。

2 和解成立の損害項目別動向

平成 26 年に当センターで和解が成立した事案の損害項目別の件数等の内訳は、表 7 のとおりである。

【表 7 損害項目別の和解成立件数等】

	和解成立 総件数	項目内訳										
		避難 費用	生命・ 身体的 損害	精神的 損害	うち 増額事例	営業損害	就労不能 損害	検査費用	財物価値 喪失等	うち 不動産 関連	除染 費用	弁護士 費用
件数	4,438	1,989	421	1,810	858	1,252	815	605	777	395	516	1,735
(割合)		(44.8%)	(9.5%)	(40.8%)	(19.3%)	(28.2%)	(18.4%)	(13.6%)	(17.5%)	(8.9%)	(11.6%)	(39.1%)

参考) 平成 25 年

件数	3,926	1,736	492	1,706	666	1,357	798	473	682	170	316	1,310
(割合)		(44.2%)	(12.5%)	(43.5%)	(17.0%)	(34.6%)	(20.3%)	(12.0%)	(17.4%)	(4.3%)	(8.0%)	(33.4%)

※複数の損害項目にわたる和解成立は複数の項目に重複計上しているため、項目内訳の割合の合計は 100%を超える。項目内訳の割合は、各損害項目の件数（延べ件数）を、和解成立件数（平成 26 年 4,438 件、平成 25 年 3,926 件）で除した数値である。

【概要】

営業損害の占める割合については平成 25 年に比べてやや減少したが、財物価値喪失等のうちの不動産関連の全体に占める割合については増加している。その他の損害項目の割合はおおむね平成 25 年と同じであった。

前記 1 のとおり、和解成立総件数は平成 25 年比 13%増となっているが、それ以上の増加率の損害項目は、避難費用（15%増）、精神的損害のうちの増額事例（29%増）、検査費用（28%増）、財物価値喪失等（14%増）、そのうち不動産関連（132%増）及び除染費用（63%増）等であった。

第4 広報等

1 住民説明会の開催等

当センターでは、政府による避難指示区域やその近隣地域の人々に当センターの存在・役割及び和解仲介手続についてより身近に感じていただけるよう、広報活動に取り組んでいる。

平成26年は、福島事務所を核としつつ、東京事務所とも連携して、次のような取組を行った。

(1) 住民等対象説明会の開催

原子力損害賠償・廃炉等支援機構や被災自治体等との連携により、福島県内を中心とする各地の住民等を対象として開催された説明会において、当センターの業務や和解仲介手続の概要、申立方法等について説明を行っている。平成26年に実施された、主な住民等対象説明会は以下の表のとおり。

【表8 平成26年 主な住民説明会等】

平成26年の主な住民等対象説明会について

日程	説明会	日程	説明会
2月 2日(日)	大熊町住民説明会(いわき市で開催)(※)	8月 5日(火)	南相馬市原町区雫行政區住民説明会
2月 8日(土)	富岡町住民説明会(※)	8月 6日(水)	南相馬市原町区深野、北新田、石神行政區住民説明会
2月 8日(土)	浪江町住民説明会(須賀川市で開催)(※)	8月10日(日)	南相馬市原町区二見町二行政區住民説明会
2月20日(木)	県内89商工会事務局長等説明会	8月23日(土)	楡葉町住民説明会(※)
2月22日(土)	大熊町住民説明会(郡山市で開催)(※)	9月 2日(火)	南相馬市原町区上北高平三・仲町二・桜井町一行政區住民説明会
2月22日(土)	浪江町福島中央会住民説明会(※)		
3月 2日(日)	大熊町住民説明会(会津若松市で開催)(※)	9月10日(水)	南相馬市原町区矢川原行政區住民説明会
3月23日(日)	浪江町住民説明会(福島市で開催)(※)	9月16日(火)	南相馬市原町区太田地区住民説明会
4月16日(水)	南相馬市原町区押釜地区住民説明会	9月17日(水)	南相馬市原町区西町、上町行政區住民説明会
4月25日(金)	南相馬市原町区馬場地区住民説明会	9月17日(水)	宮城県住民説明会(大河原町で開催)
4月27日(日)	南相馬市原町区馬場地区住民説明会	9月19日(金)	南相馬市鹿島区行政區住民説明会
5月11日(日)	葛尾村住民説明会(※)	9月19日(金)	宮城県住民説明会(大崎市で開催)
5月15日(木)	南相馬市鹿島区上柵窪地区住民説明会	9月20日(土)	南相馬市原町区行政區住民説明会
5月17日(土)	葛尾村住民説明会(※)	9月20日(土)	南相馬市鹿島区行政區住民説明会
5月17日(土)	大熊町住民説明会(いわき市で開催)(※)	9月22日(月)	南相馬市鹿島区行政區住民説明会
5月19日(月)	南相馬市原町区片倉地区住民説明会	10月23日(木)	南相馬市原町区本陣前二行政區住民説明会
5月25日(日)	南相馬市鹿島区檀原地区住民説明会	11月 8日(土)	楡葉町住民説明会(※)
7月 5日(土)	飯館村住民説明会(※)	11月 8日(土)	南相馬市(20km圏内)住民説明会
7月20日(日)	南相馬市小高区住民説明会	11月 8日(土)	南相馬市(20km~30km圏内)住民説明会
8月 4日(月)	南相馬市原町区大木戸一、大木戸二、牛越行政區住民説明会	11月16日(日)	浪江町恵向仮設住宅住民説明会
		11月22日(土)	南相馬市(30km圏外)住民説明会
8月 4日(月)	南相馬市鹿島区行政區長説明会	11月27日(木)	宮城県住民説明会(仙台市で開催)

※は原子力損害賠償・廃炉等支援機構と連携して実施

(2) 和解事例集（簡易版）の配布

当センターのホームページにおいて公表されている和解事例を抜粋し、避難指示区域や損害項目別等で整理した小冊子の更新版を9月に作成（初版は平成25年11月に作成）し、福島県内の自治体等に対して配布した（政府避難等指示等対象区域版は約18,000部、自主的避難等対象区域等版は約3,000部を配布）。

(3) 最新の和解事例等を掲載したリーフレットの配布

当センターへのよくあるご質問や最新の和解事例等を掲載したリーフレットを、8月及び11月に作成し、避難指示区域等の各市町村の広報紙に同封するなどにより、福島県内の住民等に配布した（8月版は約74,000部、11月版は約61,000部を配布）。

(4) 新聞広告の掲載

原発事故から3年目にあたる3月には、当センターの利用に係る新聞の全面広告を掲載（福島地方紙2紙に各5回）し、4月から12月にかけて、毎月1回、福島地方紙2紙に広告を掲載した。

(5) ポスターの配布

当センターへの問い合わせ先や福島事務所・支所の場所等を記載したポスターを作成し、福島県内の自治体等に掲載を依頼した（約50枚を配布）。

2 電話による問合せの状況

問合せ専用のフリーダイヤルへの問合せ件数は、表9に示すとおりである。

【表9 問合せ専用ダイヤル受付件数の推移】

○平成23年から26年までの推移

	平成23年 9～12月合計	平成24年 1～12月合計	平成25年 1～12月合計	平成26年 1～12月合計
受付件数	3,390	12,364	7,162	5,732

○平成26年、月別内訳

	平成26年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
受付件数	592	608	657	529	435	450	498	339	470	455	311	388

【概要】

コールセンターにおける受付件数は5,732件であり、前年から20%減少した。問合せ内容として最も多かったものが当センターの概要、手続に関するもので91.1%（平成25年は87.1%）、次いで多かったものが個別事案の相談、賠償の可否に関するもので40.2%（同33.5%）であったが、中立・公正な立場に立って、和解仲介手続を適切に実施すべき当センターとしては、個別事案の相談や賠償の可否に関する問合せは受け付けていないため、これらについては、相談先として、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、法テラス、自治体等の連絡先を教示して対応している。

当センターが発足して3年以上が経過したことから、コールセンターへの問合せは減少しつつあるが、申立手続の相談だけではなく、当センターとして対応することが適当ではない個別の賠償の可否等に関するものもなお多くを占めており、引き続き適切かつ丁寧な対応が必要である。

3 情報公開の推進と手続関係書類の適切な管理

総括委員会において、被害者の方々の当センターに対する理解を深めていただくため、情報発信を積極的に行う方針が出され、これを受けて、次の資料について、新たにホームページに掲載した。

- ① 原子力損害賠償紛争審査会特別委員一覧
- ② 総括委員会開催結果（第1回～第75回）
- ③ 原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会運営規程（平成23年8月26日総括委員会決定）
- ④ 原子力損害賠償紛争解決センター組織規程（平成23年8月26日総括委員会決定）

また、当センター内で、申立て1件に係る書類が所在不明となるという事態が発生した（11月に報道発表）。当該申立てについては、所在不明となった書類を再製することにより、審理及び事務処理に支障は生じることはなく、また、外部への情報流出も確認されてはいないが、それらの危険性をはらむ事態であることから、和解仲介室長から室所属の全職員に対し、記録の適切な保管及び管理の一層の徹底を図るよう指示するとともに、書類管理簿の整備、書類管理担当者の配置等、再発防止に向けた措置を講じた。

今後も、引き続き、多様な手法で当センターの活動に関する情報発信を進めていくとともに、当センターにおける情報管理について、二度とかかる事態が発生しないよう、職員の意識の向上及び書類等の厳格な管理に取り組んでいく。

第5 今後の課題と解決に向けた取組

1 東京電力による和解案に対する全部又は一部受諾拒否回答及び総括委員会所見の公表

- (1) 東京電力の社員又はその家族を申立人とする事案以外の事案について、4月以降、東京電力において、パネルが提示した和解案の全部又は一部の受諾を拒否する旨の回答を行うというケース（以下、このような事案を「受諾拒否事案」という。）が、複数見られるようになり、そのような状況の下において、東京電力は、同社ホームページにおいて、「原子力損害賠償紛争解決センターの和解案への当社対応について」との見出しのもと、中間指針やその考え方から乖離している請求や、客観的事実からすると原発事故との相当因果関係が明らかに認めがたい請求については、その内容を十分に吟味・検討した上で慎重に対応する必要がある、ADR手続においても同様の対応をしている旨を記載するに至った。この事態を受けて、総括委員会は、平成26年8月4日付けで上記東京電力ホームページの記載内容に対する所見「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」（以下「総括委員会所見」という。）をまとめ、文部科学省ホームページに公表した⁷。

総括委員会所見の概要は、以下のとおりである。

- 中間指針は、同指針で明示的に賠償の対象とされていないものでも、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害として賠償の対象となり得ることを認めており、このような中間指針の考え方に基づき、和解仲介手続においては、手続を主宰する仲介委員が、当事者双方からの主張・立証により認められる当該事案の具体的な事実関係の下で、相当因果関係が認められる損害を賠償の対象とし、和解案を提示している。すなわち、和解仲介手続において仲介委員が提示する和解案に、中間指針等から乖離したものあるいは客観的事実からすると原発事故との相当因果関係が明らかに認めがたいものは存しない。
 - 東京電力において、上記ホームページ記載の理由により和解案の全部又は一部について受諾を拒否する旨の回答に至っているのだとすれば、新・総合特別事業計画において自ら誓約した和解案の尊重を放棄するものというだけでなく、仲介委員が提示した和解案の内容のみならず和解仲介手続自体をも軽視し、ひいては、原子力損害の賠償に関する紛争につき円滑、迅速かつ公正に解決することを目的として設置された当センターの役割を阻害し、原子力損害の賠償に関する法律が定める損害賠償システム自体に対する信頼を損なうものといわざるを得ず、まことに遺憾であり、強く再考を求める。
- (2) 総括委員会所見公表後、受諾拒否事案のうち、東京電力がそれまでの受諾拒否回答を撤回し、全部受諾の回答に至った事案が複数件あり、その結果、受諾拒否事案の件数（申立てが数次にわたる集団申立てについては、全体を1件と見る。）は、平成26年末の時点で、総括委員会所見公表時の半数以下に減じたものの、受諾拒否回答が維

⁷ http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2014/08/08/1329124_001.pdf 参照

持されている事案（集団申立てを含む。）はなお存在しており、それらの事案については、担当パネルが和解案提示理由書を示すなどして東京電力に対する説得を鋭意続けているところである。各パネルは、公正・中立の立場から、中間指針等を前提として、当事者の主張・立証を踏まえて認められた当該事案における具体的な事実関係のもと、相当因果関係が認められると判断した損害について和解案を提案しているのだから、東京電力においては、総括委員会所見の趣旨を踏まえ、仲介委員が提示する和解案に中間指針等から乖離したものはなく、原発事故との相当因果関係が明らかに認めたい損害が和解案の対象となることもないことを十分に理解し、かつ、自ら和解案の尊重を誓約した原点を再認識した上で、被害者救済の早期実現の観点から、適切な対応を取ることが強く求められる。

2 集団申立ての増加と審理上の課題

- (1) 平成 26 年の申立状況に関し特筆すべき点は、集団申立て、中でも申立代理人を付さない本人による集団申立ての急増である。申立代理人を付さない本人による集団申立ては、平成 25 年後半から増加傾向にあったが、平成 26 年においてもその傾向は続き、特に、避難指示区域外の地域の行政区長等が地域住民をまとめて申立代理人を付さずに集団申立てを行うケースが増加した。また、平成 26 年に入ってから、本人による集団申立てを含め、集団申立てが大規模化する傾向もみられ、申立人の人数が数千名に及ぶような規模の、大規模な集団申立ても複数申し立てられている。
- (2) これらの集団申立てには、居住制限区域や避難指示解除準備区域の申立人らが帰還困難区域の住民と同等の賠償を求めるケース、特定避難勧奨地点を含む行政区内に居住していたものの特定避難勧奨地点に設定されなかった申立人らが特定避難勧奨地点に設定された世帯と同等の賠償を求めるケース、旧緊急時避難準備区域から避難した申立人らが平成 24 年 9 月以降の精神的損害等の賠償を求めるケース、自主的避難等対象区域の申立人らが避難指示区域の住民と同等の賠償を求めるケース、精神的損害の一律増額を求めるケースなどがあり、中間指針に明記されていない損害について賠償を求めるものも多い。

中間指針は、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で明記されなかったものでも、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められれば賠償の対象となり得ることは当然であり、和解仲介手続においては、申立人の主張・立証に基づいて、これら個別具体の事情による損害を認定して損害額を算出していくことになるが、中間指針で明記されていないものについては、その主張・立証を的確に行うには、一定の法律知識が必要となる。

- (3) 申立代理人が付されていない集団申立ての場合は、その規模によっては、個々の申立人本人に対する個別事情の確認等に相当の時間を要するほか、それに伴って膨大な

事務が生じるため、単独の本人申立ての場合に比べれば、賠償の実現に時間を要することになるおそれがあり、当センターにおける標準的な期間内の解決が困難となることが懸念される。また、集団申立ての規模が大きくなればなるほど、単独の申立てにおける審理と同程度の個別性の高い審理を行うことが事実上困難となることが想定され得るため、大規模な集団申立てにおいては、申立人の中に、和解案の内容が、当該申立人が単独で申立てを行った場合に比べ、その本来有する個別事情を十分反映したものとはならない結果となる者が出てくるおそれが生じ得ることも懸念される。本人による集団申立ての増加を受け、各パネルにおいて審理の工夫を重ねていくことはもとより、併せて、関係者の理解を得ていくことが必要になっている。

- (4) 当センターとしては、これまで、人的体制の拡充を図るとともに、各パネルにおいて、民事訴訟法の適用がないという和解仲介手続の審理上のメリットを生かした柔軟な審理を実践することで、集団申立てを含む多数の申立てに対する適正かつ迅速な解決を図ってきたところであるが、上記のような集団申立てが増加しているという状況を受け、これまで以上に、当事者双方の理解と協力を得ながら、事案の内容に即した審理上の工夫を行っていくことが必要である。

特に、東京電力は、全件に共通する被申立人の立場にあり、本件事故の深刻さ、重大さに鑑みれば、大規模な集団申立てがされることも当然予見し得たことであるから、上記のような集団申立てについても、迅速な解決の実現に向けて積極的な協力を行うことが求められる。

また、申立人が和解仲介手続を申し立てるに当たって、単独の申立てとするか集団申立てとするかについて、さらには、弁護士等の申立代理人を付することの必要性についても、その利害得失を十分に検討するために必要な情報が得られる環境が整えられることが望まれるところであり、当センターとしても、そのような観点からの情報の発信に努めることが重要である。

3 中間指針第四次追補を踏まえた和解仲介の状況

- (1) 平成 25 年 12 月 26 日に決定・公表された中間指針第四次追補では、避難指示区域の第 3 期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額の目安が定められたほか、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域所在の宅地及び住宅に関し東京電力が賠償すべき損害として、新たに住居確保損害が定められた。

第四次追補においては、これまでの中間指針でも明記されていたように、明示的に賠償の対象とされていないものでも、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは賠償の対象となることが示されており、また、第四次追補で示す損害額の算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではないとの記載も存するところである。

当センターにおける和解事例では、第四次追補の策定前から、移住の選択も一つの合理的判断といえる場合であって、移住先の地価単価が原発事故当時の被害土地の地価単価より高額である場合には、第四次追補で明記された区域以外の宅地・住宅についても、移住先の地価単価の水準による賠償額を算定した和解案が示されていたが、上記第四次追補の記載を踏まえ、各パネルは、第四次追補策定後においても、これまでと同様、当該事案の具体的な事実関係の下で相当因果関係のある損害と認められるものは第四次追補で明記されていないものでも損害賠償の対象とし、個々の事案に応じた合理的な算定方法を採用して損害額を算定するという姿勢で臨んでいるところである。

- (2) 第四次追補の策定を受けて、平成 26 年 7 月には、東京電力において住居確保損害に関する直接請求手続が開始されたことから、平成 27 年は、これまで以上に住居確保損害の賠償を求める申立てが本格化することが予想される。平成 26 年に成立し、公表された住居確保損害に関する和解事例⁸には、移住先での不動産取得を考慮した額での賠償が認められた事例や、移住先の平均公示地価を参考に損害額が算定された事例などがあるが、今後、本格化する住居確保損害の賠償を求める申立てに対して、各パネルにおいては、第四次追補及びこれらの公表和解事例を含む当センターにおける和解事例を踏まえ、審理の結果得られた各事案における個々具体的な事実関係に即して、適正な和解案を提示していくことになろう。

4 当センターにおける和解仲介手続の在り方について

平成 26 年 7 月以降、いわゆる死亡慰謝料に関する内部基準が存在するという前提のもとで当センターにおける和解仲介手続の妥当性を問うという報道が一部にあった。

しかしながら、当センターにおける和解仲介手続は、

- ① 手続を実施する仲介委員が、中立・公正な立場から、申立人の個別具体的な事情に応じて判断するものであるところ、
- ② 仲介委員が和解案を作成するに当たっては、類似の事例における和解契約の先例や、民事訴訟における実務慣行等、様々なものを参考にしているが、仲介委員が一律に参照すべき基準は、審査会が策定した中間指針及び総括委員会が決定した総括基準のみであり⁹、
- ③ 原発事故と申し立てられた損害との間に相当因果関係があるかどうかを判断するに当たり、どのような資料を用いるかは、仲介委員が個々の事案に応じて適切に判断すべきものである。

当センターにおいて仲介委員が実施している和解仲介手続及びそこでの仲介委員の判断に基づく和解案について、誤解を招きかねない事態となったことは憂慮すべきことで

⁸ 文部科学省のホームページで和解事例を公表。公表番号 839、842、850、852、874、876、877、890、902、935、956 参照。

⁹ 7 月以降に報じられた当センターの内部文書は、平成 24 年 12 月当時、死亡慰謝料案件を担当していた複数の仲介委員による意見交換の際に出された意見等を整理したものであることが確認されており、「内部基準」ではない。

ある。今後は、和解仲介手続においては、手続を実施する仲介委員が、中立・公正な立場から、申立人の個別具体的な事情に応じて適切に判断しているものであり、その際、仲介委員が一律に参照すべき基準は、審査会が策定した中間指針及び総括委員会が決定した総括基準のみであることについて、機会を捉えて十分に説明を尽くしていくことが重要である。